

令和 3 年度国民健康保険税の改正について

1 改正の背景

平成 27 年 5 月に成立した医療保険制度改革関連法により、平成 30 年度からは、**都道府県が**、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、**財政運営の責任主体**として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすこととされた。

市町村の国民健康保険税の水準は、将来的には統一することが望ましいが、地域ごとに医療資源の配置状況が異なることから、**県は市町村ごとに標準保険料率を示し、保険料水準の平準化を進めている。**

2 改正の考え方

現在の税率を据え置いたままとすると、現在でも単独赤字となり基金を取り崩している状況なので、近い将来、基金残高がなくなる可能性がある。

そのため、令和 3 年度から賦課方式の資産割を廃止するとともに、税率改正を行う。

〔財政状況〕

愛西市国民健康保険特別会計（事業勘定）

区分	平成 30 年度 実績額	平成 31 年度 実績予定額	令和 2 年度 見込額
納付金	1,939,903,217	1,936,329,808	1,851,282,000

収入額	7,296,816,618	6,927,483,474	6,567,275,000
支出額	△ 6,970,364,370	△ 6,786,742,326	△ 6,567,275,000
差引	326,452,248	140,741,148	0

基金繰入金	192,000,000	225,000,000	125,000,000
基金積立額	△ 194,351,301	△ 165,732,000	△ 2,002,000
前年度繰越金	481,115,141	326,452,248	77,566,000
基金・繰越計	478,763,840	385,720,248	200,564,000

差引－基金・繰越計	△ 152,311,592	△ 244,979,100	△ 202,566,000
-----------	---------------	---------------	---------------

基金残高	402,730,535	343,462,535	
------	-------------	-------------	--

3 改正内容（案）

（１）賦課方式

県が示す標準的な保険料算定方式は、**3方式**（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）であるが、愛西市では現在4方式を採用しているため、**資産割を廃止**する。

（２）税率

県が示す市町村標準保険料率となるよう、税率改正を行う。

【現在の税率】

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	5.00	18.70	22,000	22,000
支援分	1.60	3.80	8,000	6,000
介護分	1.20	2.50	8,000	6,000
合計	7.80	25.00	38,000	34,000

〔現行税率に基づく試算〕

	年税額 (千円)					1人当たり額 (円)
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	
医療分	494,740	96,704	305,901	168,804	1,066,149	66,349
支援分	158,315	19,649	111,237	46,037	335,238	20,721
介護分	51,508	3,771	34,584	20,922	110,785	22,505
計	704,563	120,124	451,722	235,763	1,512,172	109,574

〔現行税率に基づく賦課割合〕

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)
医療分	46.40	9.07	28.69	15.84
支援分	47.23	5.86	33.18	13.73
介護分	46.49	3.40	31.22	18.89
合計	46.59	7.95	29.87	15.59

パターン①（県が示した標準保険料率（端数切捨て））

区分	所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）
医療分	6.30	—	26,000	18,100
支援分	2.30	—	9,400	6,500
介護分	2.00	—	10,700	5,400
合計	10.60	—	46,100	30,000

〔上記税率に基づく試算〕

	年税額（千円）					1人当たり（円）	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	税額	増加額
医療分	623,372	0	361,520	138,879	1,123,771	68,798	2,450
支援分	227,578	0	130,703	49,874	408,155	24,614	3,893
介護分	85,847	0	46,256	18,830	150,933	29,870	7,365
計	936,797	0	538,479	207,583	1,682,859	123,282	13,708

〔上記税率に基づく賦課割合〕

区分	所得割（％）	資産割（％）	均等割（％）	平等割（％）
医療分	55.47	0.00	32.17	12.36
支援分	55.76	0.00	32.02	12.22
介護分	56.87	0.00	30.65	12.48
合計	55.67	0.00	32.00	12.33

メリット

- ・県が示した標準保険料率に近づけることができる。
- ・長期的に安定的な運営が見込まれる。

デメリット

- ・税率が県内市町村でも上位となる。
- ・保険税が急激に上昇することとなり、被保険者の負担感が強くなる。
- ・医療費の伸びが少なく、黒字額（基金残高）が増えた場合、増税に対する批判を受ける可能性がある。

パターン②（県が示した標準保険料率と現行との差を半分程度縮小）

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	5.70	—	24,100	20,100
支援分	2.00	—	8,800	6,300
介護分	1.70	—	9,400	5,800
合計	9.40	—	42,300	32,200

〔上記税率に基づく試算〕

	年税額 (千円)					1人当たり (円)	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	税額	増加額
医療分	595,555	0	335,077	154,205	1,084,837	67,744	1,396
支援分	208,965	0	122,352	48,333	379,650	23,480	2,759
介護分	79,698	0	40,636	20,225	140,559	28,271	5,766
計	884,218	0	498,065	222,763	1,605,046	119,495	9,921

〔上記税率に基づく賦課割合〕

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)
医療分	54.90	0.00	30.89	14.21
支援分	55.04	0.00	32.23	12.73
介護分	56.70	0.00	28.91	14.39
合計	55.09	0.00	31.03	13.88

メリット

- ・ 県が示した標準保険料率に段階的に近づけることができる。
- ・ 保険税の伸びを抑えることができる。

デメリット

- ・

パターン③（県が示した標準保険料率と現行との差を4分の1程度に縮小）

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	5.30	—	23,000	21,000
支援分	1.70	—	8,300	6,100
介護分	1.40	—	8,600	5,800
合計		—	39,900	32,900

〔上記税率に基づく試算〕

	年税額 (千円)					1人当たり (円)	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	税額	増加額
医療分	553,256	0	319,668	161,078	1,034,002	64,655	△1,694
支援分	177,457	0	115,358	46,789	339,604	21,121	400
介護分	65,506	0	37,135	20,207	122,848	24,890	2,385
計	796,219	0	472,161	228,074	1,496,454	110,666	1,091

〔上記税率に基づく賦課割合〕

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)
医療分	53.51	0.00	30.91	15.58
支援分	52.25	0.00	33.97	13.78
介護分	53.32	0.00	30.23	16.45
合計	53.21	0.00	31.55	15.24

メリット

- ・保険税の伸びを抑えることができる。

デメリット

- ・

4 国民健康保険税の計算例

夫婦（共に40歳以上）と子ども2人のモデルケース

平成30年中の所得（夫のみ）は300万円

平成31年度固定資産税（夫所有）は10万円

[現行税率に基づく試算]

	年税額（円）					
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	
医療分	133,500	18,700	22,000×4	22,000	262,200	
支援分	42,720	3,800	8,000×4	6,000	84,500	
介護分	32,040	2,500	8,000×2	6,000	56,500	
	計					<u>403,200</u>

パターン①（県が示した標準保険料率（端数切捨て））

	年税額（円）					
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	
医療分	168,210	0	26,000×4	18,100	290,310	
支援分	61,410	0	9,400×4	6,500	105,510	
介護分	53,400	0	10,700×2	5,400	80,200	
	計					<u>476,020</u>

内訳

【医療分】

所得割：300万円－33万円＝267万円×6.30%＝168,210円

資産割：廃止

均等割：26,000円×4人＝104,000円

平等割：18,100円

【支援分（後期高齢者）】

所得割：267万円×2.30%＝61,410円

資産割：廃止

均等割：9,400円×4人＝37,600円

平等割：6,500円

【介護分】

所得割：267万円×2.00%＝53,400円

資産割：廃止

均等割：10,700円×2人＝21,400円

平等割：5,400円

パターン②（県が示した標準保険料率と現行との差を半分程度縮小）

	年税額（円）				
	所得割	資産割	均等割	平等割	計
医療分	152,190	0	24,100×4	20,100	268,690
支援分	53,400	0	8,800×4	6,300	94,900
介護分	45,390	0	9,400×2	5,800	69,990
計					433,580

内訳

【医療分】

所得割：300万円－33万円＝267万円×5.70％＝152,190円

資産割：廃止

均等割：24,100円×4人＝96,400円

平等割：20,100円

【支援分（後期高齢者）】

所得割：267万円×2.00％＝53,400円

資産割：廃止

均等割：8,800円×4人＝35,200円

平等割：6,300円

【介護分】

所得割：267万円×1.70％＝45,390円

資産割：廃止

均等割：9,400円×2人＝18,800円

平等割：5,800円

パターン③（県が示した標準保険料率と現行との差を4分の1程度に縮小）

	年税額（円）				
	所得割	資産割	均等割	平等割	計
医療分	141,510	0	92,000	21,000	254,510
支援分	45,390	0	33,200	6,100	84,690
介護分	37,380	0	17,200	5,800	60,380
計					399,580

内訳

【医療分】

所得割：300万円－33万円＝267万円×5.30%＝141,510円

資産割：廃止

均等割：23,000円×4人＝92,000円

平等割：21,000円

【支援分（後期高齢者）】

所得割：267万円×1.70%＝45,390円

資産割：廃止

均等割：8,300円×4人＝33,200円

平等割：6,100円

【介護分】

所得割：267万円×1.40%＝37,380円

資産割：廃止

均等割：8,600円×2人＝17,200円

平等割：5,800円



【令和2年度市町村標準保険料率】

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	6.36	—	26,057	18,165
支援分	2.34	—	9,422	6,569
介護分	2.09	—	10,760	5,473
合計	10.79	—	46,239	30,207

